2014 年 2 月 18 日

左京税務署長　殿

3.13 重税反対左京地域実行委員会
左京実行委員会　　代表　三宅良成
左京実行委員会　　代表　平山幸雄
左京実行委員会　　代表　中山善行

申　入　書

昨年 1 月に国税通則法が「改正」され、1 年余りがたちました。国税通則法では税務調査の手続きが法定化されました。任意調査である税務調査は、事前通知の義務化など法定化された手続きを遵守し、納税者の理解と協力の下に行うことを税務行政の基本に据えることが求められています。

2013 年度から東日本大震災復興の名のもとに 25 年間続く総額 8 兆円規模の庶民増税が始まり、今年 4 月からは消費税増税も強行しようとしています。その一方、大企業には、復興法人増税の 1 年前倒し廃止で 8 千億円の減税や大規模公共工事など大盤振る舞いです。

私たち、中小業者・労働者・年金者・農漁民・婦人が結集する「3.13 重税反対全国統一行動京都実行委員会」は、消費税大増税・庶民大増税に反対し、大企業大金持ちを優遇し、庶民から搾り取る税制の改善を求めるものです。合わせて納税者の権利を尊重し、日本国憲法に基づく租税法律主義を厳格に執行する税務行政を行う事を求めて、下記事項を申入れします。

記

1、税務調査は、申告納税制度を踏まえ、納税者の協力・承諾のもとに行うよう徹底すること
「改正」国税通則法の法的手続きを遵守すること
①国税通則法第 74 条の 9 に基づき、事前通知を税務署長名の文書で行なうこと。税務調査の理由を開示すること。事前通知を行なわない場合、その理由を説明すること
②「税務運営方針」を徹底し、納税者の承諾がない反面調査は行わないこと
③納税者の権利が侵害されないためにも、密室調査を可視化する立会いを認めること
④「調査します」と期限を切って納税者に来署を迫る「お尋ね」文書などが乱発されている。この文書の法的根拠は何か。国税通則法に定めがなく、行政手続法にも反する調査は違法であり、やめること
⑤法的根拠のない聴取書などの作成はやめること

2、記帳義務化にあたっては、小規模事業者の取引慣行や事業実態に即した記帳、自己が残した記録を尊重すること

3、確定申告書記入にあたり、所得税法で定められた必要事項(所得税法 120 条)以外の記載を求めないこと。収支内訳書の添付がないことを理由に申告書の受け取りを拒否したり、添付の強要はしないこと

4、「年金収入 400 万円以下」の場合でも、個人の申告権を尊重すること。また、還付申告や住民税申告の説明を丁寧にすること

5、税金の還付について、収支内訳書の添付は必要要件でなく、収支内訳書の添付がなくても法に基づき直ちに納税者に還付すること

6、納税の一括納付が困難な納税者の現状をよく聞き、実情に応じた相談を行うこと。納税の猶予の申請に条件を付けず、受け付けること。また、担税力を十分考慮し、「換価の猶予」「執行の停止」など法律を活用し、納税者の生活実態を無視した強権的な徴収は行わないこと

7、消費税の増税はやめること。憲法が保障する応能負担、生活費非課税の原則を守ること。所得税法第 56 条はただちに廃止すること。以上関係機関に上申すること

以上